

非 開 示 決 定 通 知 書

道横環第 166 号  
令和元年 7 月 24 日

様

横浜市長 林 文子 印

令和元年 7 月 10 日に開示請求がありました行政文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 開示請求に係る行政文書	「高速横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組みについて（要請）」文書（道横環第 688 号）の回答文書。回答文書が届いていない場合の道路局内での対応協議内容の文書。
2 行政文書の概要	_____
3 非開示とする根拠規定	横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 10 条第 2 項
4 根拠規定を適用する理由	請求内容の高速横浜環状南線の脱硝装置等の要請に関し、事業者（国土交通省及び東日本高速道路株式会社）から回答文書を請求日時点において受け取っておらず、また、道路局内での対応協議内容の文書は作成していないことから、当該開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため。
5 担当課	道路局 横浜環状道路調整課 電話 0 4 5 ( 6 7 1 ) 2 7 5 9
6 備考	

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、横浜市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日から 6 か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。